

水道事業経営の原則

○水道事業とは

水道事業は、地方公営企業でありその経営に当たっては、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則が地方公営企業法に示されています。

この経済性と公共の福祉の増進という二つの要請を事業運営の中でいかに満足させていくかが課題であり、村民の皆様にご安心で安定な供給を図ること、効率的な企業経営を追求することの両立を図らなければなりません。

○水道事業の経営は独立採算制です

村民の暮らしを守り、健全な社会・産業活動を支える水道。この水道事業の経営は、地方公営企業法という法律により「独立採算制」で運営するように定められています。

この独立採算制という制度は、水道事業に要する費用(施設の建設や維持管理に必要な費用)は、税金ではなく「水道料金でまかなう」という制度です。これが、市町村によって水道料金が違う原因のひとつになっています。

決算の概要

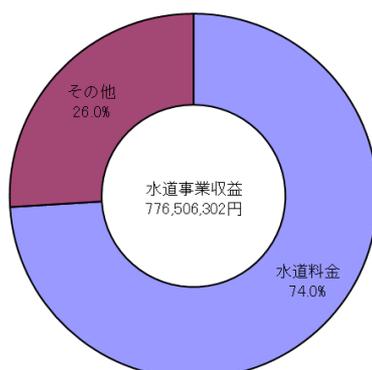
■収益的収支の状況

水道事業会計のうち、施設の運転・管理等、水道事業を運営するための経費とその財源の状況です。

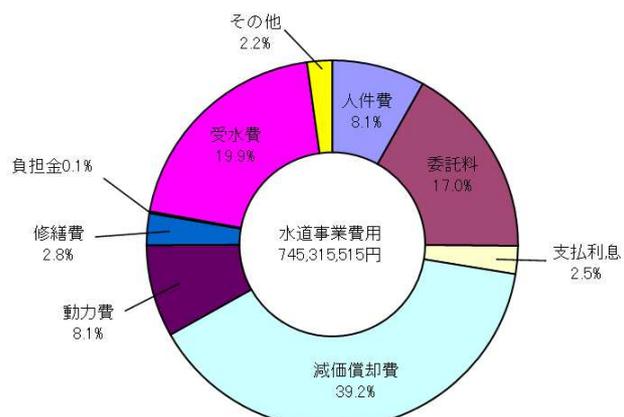
(税抜き)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益	784,616,113 円	776,358,230 円	817,930,122 円	776,506,302 円
事業費用	759,437,533 円	709,443,625 円	728,548,532 円	745,315,515 円
純利益	25,178,580 円	66,914,605 円	89,381,590 円	31,190,787 円

水道事業収益の構成割合



水道事業費用の構成割合



令和4年度の総収益は776,506,302円で、前年度817,930,122円に比べ41,423,820円(5.1%)の減額です。主な要因としては、加入分担金が減となったことなどです。

総費用は745,315,515円で前年度728,548,532円に比べ16,766,983円(2.3%)の増額です。主な要因としては、動力費(電気料金)が21,708,853円増となったことなどです。

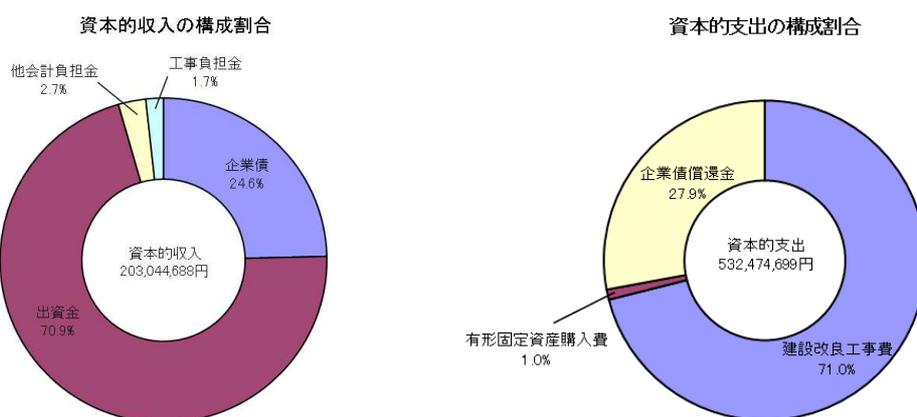
総収益から総費用を差し引いた額31,190,787円が令和4年度の純利益です。

■ 資本的収支の状況

水道事業会計のうち、水道施設を建設・整備するための経費とその財源の状況です。

(税抜き)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	89,391,000円	88,273,000円	177,401,000円	203,044,688円
支出額	440,200,687円	449,376,184円	447,690,725円	532,474,699円
差引額	△350,809,687円	△361,103,184円	△270,289,725円	△329,430,011円



資本的収入額が資本的支出額に不足する額329,430,011円は、過年度分損益勘定留保資金^(※1)180,738,011円及び減債積立金^(※2)148,692,000円で補填しました。

用語解説

※1 ー 過年度損益勘定留保資金・・・

過年度に費用に計上された、現金支出を伴わない減価償却費等に相当する額が使用されず、企業内部に保留された資金。

※2 ー 減債積立金・・・

企業債の元金償還に充てるため、積み立てた資金。